

監査規則

(令和4年12月22日制定)

(目的)

第1条 この規則は、定款第14条の規定に基づく正会員に対する監査を実施するに際して必要な事項を定める。

(監査員)

第2条 監査は、本協会の職員のうちから会長が任命した監査員が、これに当たる。

2 当協会は理事会の決議により、第4条第1号及び第4号の監査を実施するために、本協会外の第三者を監査員又は前項の監査員の監査補助者として任命することができる。

(監査計画)

第3条 本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを正会員に通知して実施する。ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。

(監査の種類)

第4条 本協会の監査は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 一般監査

正会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況について全般的に点検を行う。

(2) 特別監査

正会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産に関する項目について、必要に応じて点検を行う。

(3) フォローアップ監査

本協会の監査及び各行政機関の検査等において認められた指摘事項について改善報告を求めた正会員に対して、当該指摘事項の改善状況について、必要に応じて点検を行う。

(4) 機動的・継続的監査

本協会に加入して6か月に満たない正会員のうち、公益又は利用者保護の観点から特に必要と認められた正会員に対して、その業務が適正に行われているかどうかについて、点検を行う。

(監査の実施方法)

第5条 監査は、正会員の本店、支店又は営業所等において行う実地監査及び正会員から本協会に提出する書面等（物件、電磁的記録を含む。以下同様とする。）に基づき行う書面等監査とする。

（監査員の権限）

第6条 監査員は、正会員に対し、監査事項に関係のある帳簿、書面等及び有価物の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

（監査員の義務）

第7条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を持し、品位と信用を保持するよう努めること。
- (2) 監査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。
- (3) 有価物その他重要物件の現物監査に当たっては、保管の責任者を立ち合せて、特に適確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。
- (4) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。
- (5) 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。

（監査結果の報告）

第8条 監査員は、第4条に定める監査の結果を会長に書面等により報告しなければならない。

2 会長は、前項の監査の結果に、定款第15条に規定する状況若しくはそのおそれ又は定款第16条第1項各号の一に該当する事由があると認めるときは、処分等に関する規則の定めるところにより、当該監査の結果を付して規律委員会に報告することができる。

（監査結果の通知）

第9条 本協会は、原則として監査結果を当該正会員に書面等により通知する。

附 則

この規則は、理事会の決議の日（令和4年12月22日）から施行する。